

入間市新型インフルエンザ等対策行動計画の改定について

1. 入間市新型インフルエンザ等対策行動計画について(平成26年11月作成)

平成25年6月7日、政府は、特措法第6条に基づき「新型インフルエンザ等対策政府行動計画」を作成しました。また、平成26年1月、埼玉県は、特措法第7条に基づき「埼玉県新型インフルエンザ等対策行動計画」を作成しました。入間市でも、これらの動き及び新型インフルエンザ対策の経験等を踏まえ、特措法第8条の規定に基づき、平成26年11月に「入間市新型インフルエンザ等対策行動計画」を作成しました。

2. 新型インフルエンザ等対策政府行動計画の改定について(令和6年7月2日改定)

(1) 改定の背景・目的

従前の政府行動計画は、平成25年6月に策定されたもので、新型コロナの経験から得られた多くの課題や知見等を反映するため、ここで抜本的に拡充されました。従前は新型インフルエンザのみが想定対象でしたが、新型コロナやその他の幅広い呼吸器感染症も視野に入れた対応とするためです。

(2) 発生段階の再整理

発生段階を従来の5段階(未発生期・など)から、「準備期」「初動期」「対応期」の3段階に再編成しました。各段階に応じた具体的な対応基盤と行動指針が整理されています。

(3) 対策項目の拡充: 6→13 項目へ

従前の計画では6項目だった対策分野を13項目に拡充され内容を強化しています。

・改定後の13項目

- ①実施体制、②情報収集・分析、③サーベイランス、④情報提供・共有・リスクコミュニケーション
- ⑤水際対策、⑥まん延防止、⑦ワクチン、⑧医療、⑨治療薬・治療法、⑩検査
- ⑪保健、⑫物資、⑬国民生活及び国民経済の安定の確保

(4) 横断的視点の整理

5つの横断的な視点により統合的かつ効果的な対応体制を整備しました。

- ①人材育成、②国と地方公共団体の連携、③DX(デジタル・トランスフォーメーション)の推進
- ④研究開発への支援、⑤国際的な連携

(5) 実効性確保

実施状況の毎年度フォローアップを行う仕組みを明記しています。政府と地方自治体、研究機関などが連携し、迅速かつ機動的な対策切り替えを可能とする体制整備も盛り込まれました。

3. 埼玉県新型インフルエンザ等対策行動計画の改定について(令和7年1月改定)

埼玉県新型インフルエンザ等対策行動計画は、平成26年1月に作成されたもので、国の政府行動計画の全面改定を踏まえ、令和7年1月に改定されました。新型コロナ対応における課題や知見を取りまとめ総括し、その際に整理された課題や専門家からいただいた評価とともに、政府行動計画の改定も踏まえて改定されたものです。